

UAEの農林水産物・食品市場に係るカントリーレポート

最終報告書

2025年1月31日

目次

1. UAEの農林水産物・食品市場動向について

- ①UAEの基礎情報
- ②日本からの農林水産物・食品の輸入動向
- ③マーケットの全体像・全体的な特色
- ④近年のトレンド

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について

- ①UAEへの輸出における主な輸送および商流
- ②レストラン、小売、ECマーケ等の販売先別の実態
- ③現地の食品展示会の紹介とその活用
- ④輸出・現地での販売にあたってのポイント・留意点

目次

3. ハラールについて

- ①ハラールについて
- ②認証団体について
- ③ハラールマークについて
- ④ノンハラール市場

4. 輸入制度、規制の概要について

- ①食品関連規制
- ②輸入手続き
- ③その他輸入関税等

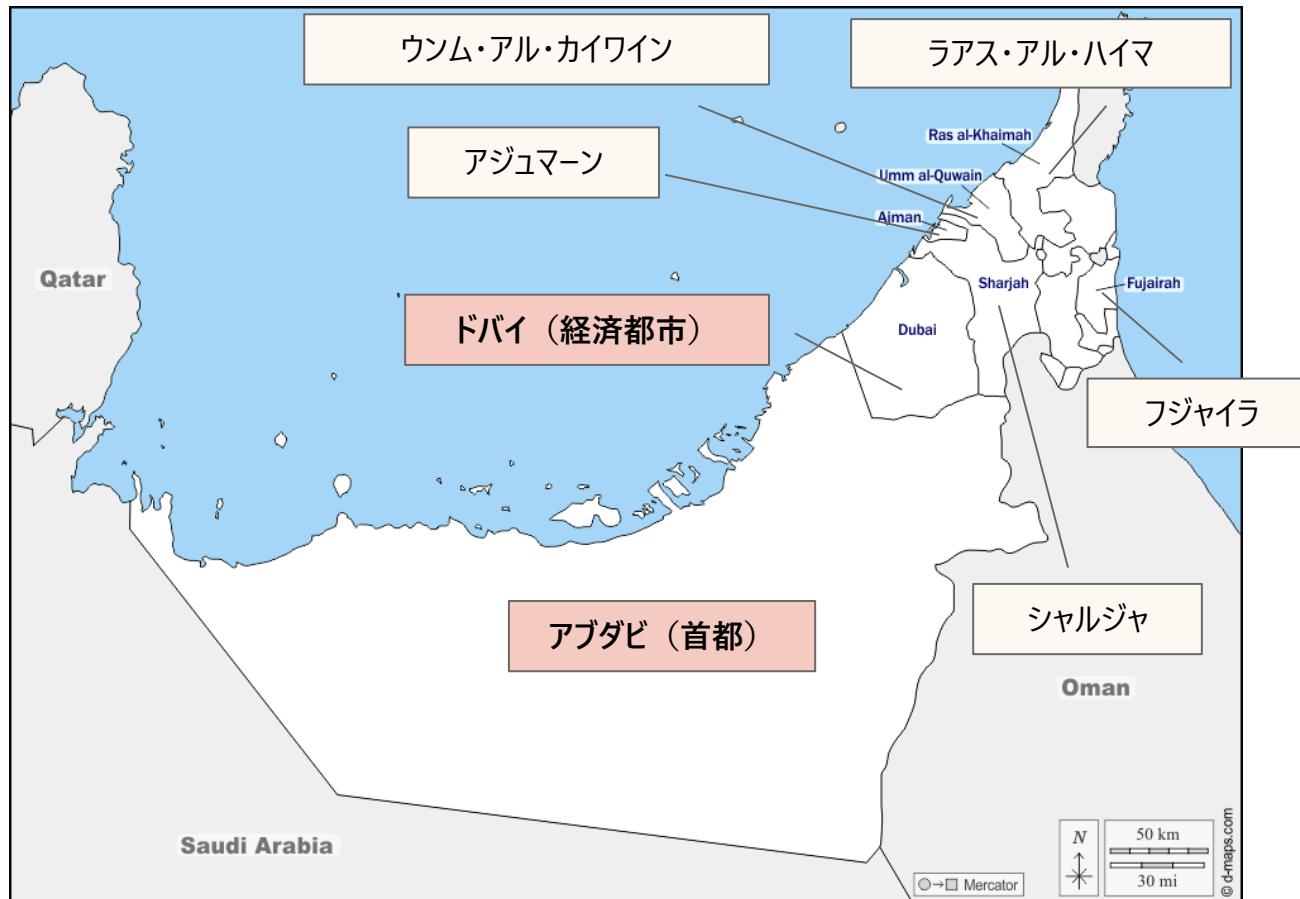
1. UAEの農林水産物・食品市場動向について

1. UAEの農林水産物・食品市場動向について

1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ①UAEの基礎情報

UAEの基礎情報（全体地図）

■UAE（アラブ首長国連邦）は、アブダビが首都で政治の中心地、ドバイを経済の中心地として、7つの首長国から構成される連邦国家である。



1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ①UAEの基礎情報

UAEの基礎情報（各首長国、人口構成等）

■アブダビが国土の8割以上を占めているが、日系企業の所在地は経済都市であるドバイに圧倒的に多く、ドバイがビジネスの中心となっている。

※すべて2023年の数値

	面積	人口	在留邦人数	日系企業数
UAE全体	83,600 km ²	1,068万人（2023年）	4,546人（2023年）	358社（2023年）
アブダビ	67,340 km ²	378万人	989人 (上記全体数から下記ドバイおよび北部首長国の在留邦人数を引いて算出)	41社
ドバイ	4,114 km ²	375万人	3,557人（北部首長国を含む）	317社（北部首長国を含む）

出典：面積（[UAE外務省](#)）

人口（UAE <https://www.imf.org/external/datamapper/LP@WEO/ARE?zoom=ARE&highlight=ARE> アブダビ <https://u.ae/en/about-the-uae/the-seven-emirates/abu-dhabi> ドバイ <https://u.ae/en/about-the-uae/the-seven-emirates/dubai>）

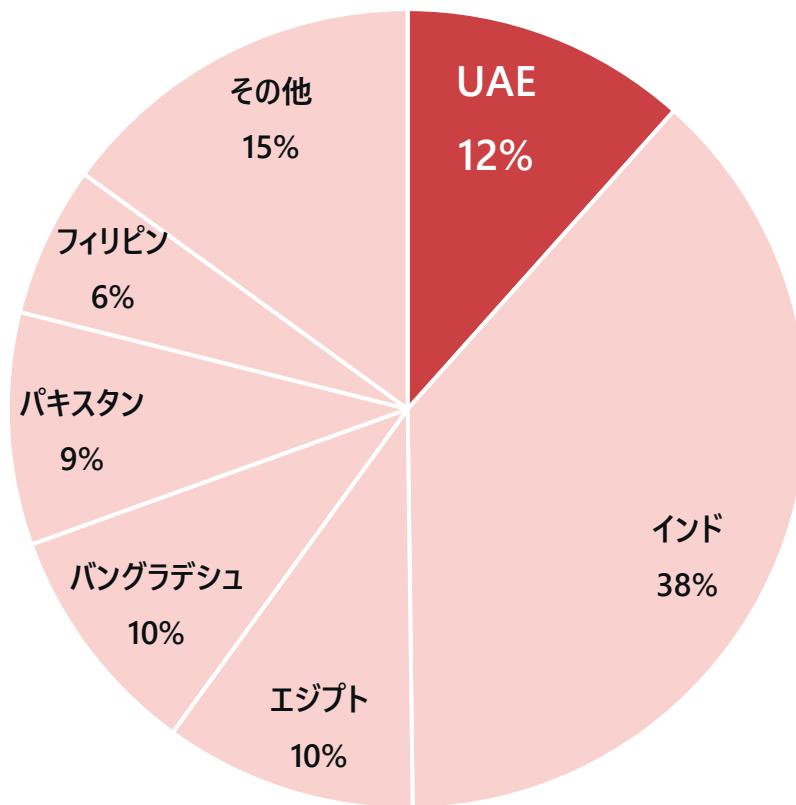
在留邦人数（UAE <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf> ドバイ総領事館 https://www.dubai.uae.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

日系企業数（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html）

全人口のうちUAE人は1割強で、南アジア地域からの出身者が5割を超えている

- 全人口のうち、UAE人が占める割合は1割強で、外国人が9割を占めている。
- また、全体の5割以上は、出稼ぎ労働者が多くを占める南アジア地域（インド、パキスタン、バングラデシュ等）からの出身者で占められている。

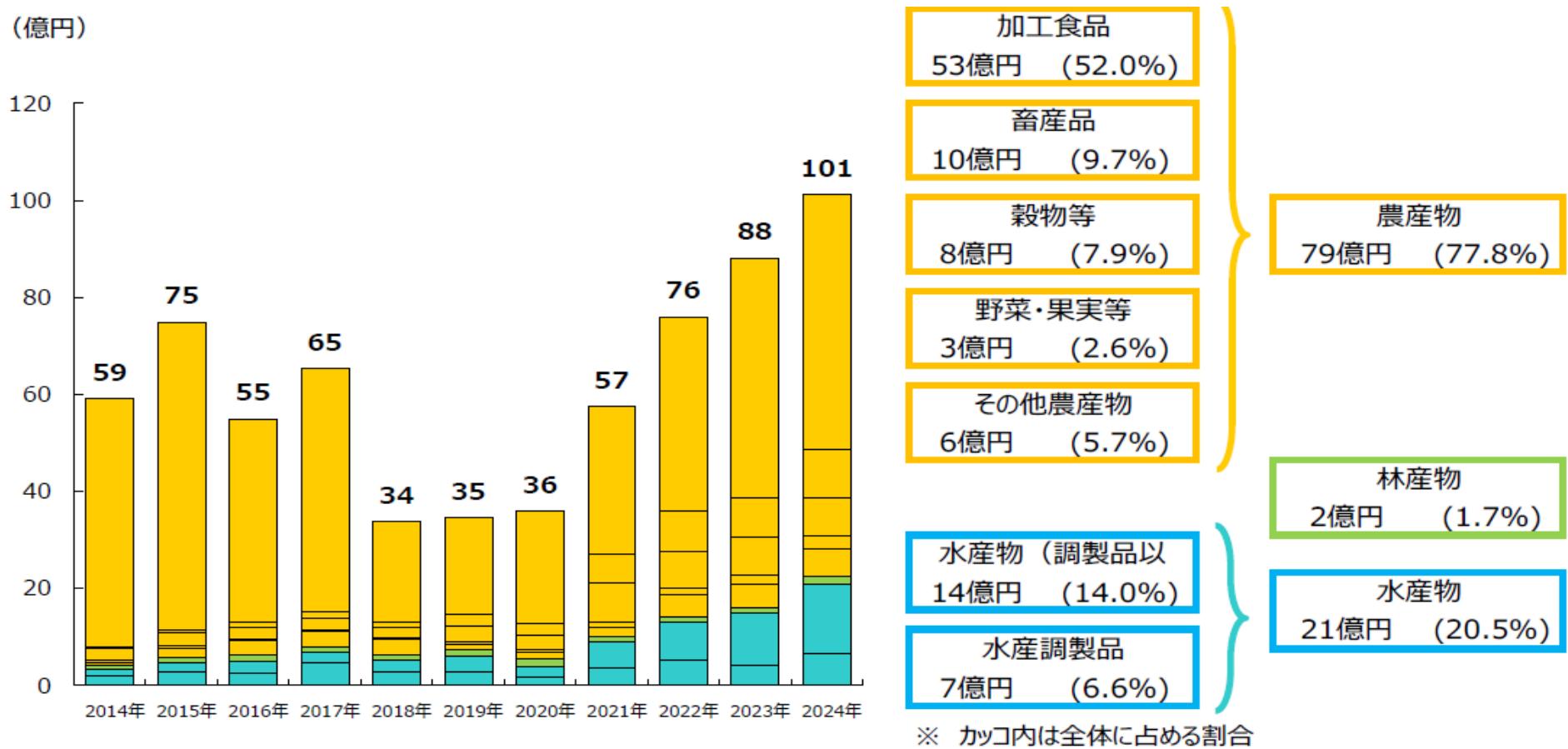
出身国別の人団内訳（パーセンテージ）



1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ②日本からの農林水産物・食品の輸入動向

日本からの農林水産物・食品の輸入は、2018年以降一時減少するも、2021年以降大幅に拡大している

■農林水産省の統計によると、日本からUAE向けの農林水産物・食品の輸入額は2024年に101億円となり、過去10年で最大となっている。



1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ②日本からの農林水産物・食品の輸入動向

日本からの輸入の上位品目は、過去10年一貫して清涼飲料水がトップとなっている

■2019年以降は清涼飲料水、牛肉、ソース混合調味料が上位3品目となっている。

	2013年	2014年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
1	清涼飲料水 2,891百万円	清涼飲料水 4,343百万円	清涼飲料水 3,133百万円	清涼飲料水 4,097百万円	清涼飲料水 1,371百万円	清涼飲料水 1,251百万円	清涼飲料水 1,627百万円	清涼飲料水 1,411百万円	清涼飲料水 1,769百万円	清涼飲料水 2,250百万円	清涼飲料水 1,590百万円
2	菓子（米菓を除く） 261百万円	菓子（米菓を除く） 383百万円	菓子（米菓を除く） 436百万円	菓子（米菓を除く） 240百万円	配合調製飼料 222百万円	牛肉 228百万円	牛肉 227百万円	牛肉 574百万円	牛肉 820百万円	牛肉 807百万円	牛肉 966百万円
3	ソース混合調味料 94百万円	ソース混合調味料 108百万円	配合調製飼料 185百万円	配合調製飼料 234百万円	ソース混合調味料 200百万円	ソース混合調味料 221百万円	ソース混合調味料 226百万円	ソース混合調味料 360百万円	ソース混合調味料 505百万円	ソース混合調味料 548百万円	ソース混合調味料 847百万円
4	練り製品（魚肉ソーセージ等） 80百万円	練り製品（魚肉ソーセージ等） 79百万円	ソース混合調味料 144百万円	魚等缶詰 218百万円	練り製品 166百万円	練り製品 152百万円	菓子（米菓を除く） 138百万円	菓子（米菓を除く） 217百万円	たばこ 328百万円	菓子（米菓を除く） 363百万円	菓子（米菓を除く） 428百万円
5	アルコール飲料 58百万円	キャビア及びその代用物 61百万円	練り製品（魚肉ソーセージ等） 142百万円	ソース混合調味料 172百万円	菓子（米菓を除く） 97百万円	キャビア及びその代用物 121百万円	木炭 123百万円	アルコール飲料 217百万円	菓子（米菓を除く） 308百万円	ぶり 354百万円	かつお・まぐろ類 376百万円
6	キャビア及びその代用物 44百万円	木炭 49百万円	牛肉 113百万円	牛肉 146百万円	キャビア及びその代用物 94百万円	ぶり 109百万円	練り製品 100百万円	練り製品 174百万円	アルコール飲料 297百万円	かつお・まぐろ類 259百万円	緑茶 366百万円
7	木炭 38百万円	アルコール飲料 48百万円	アルコール飲料 91百万円	練り製品（魚肉ソーセージ等） 126百万円	アルコール飲料 90百万円	木炭 96百万円	アルコール飲料 74百万円	かつお・まぐろ類 168百万円	練り製品 255百万円	かつお・まぐろ類 214百万円	練り製品 338百万円
8	かつお・まぐろ類 24百万円	かつお・まぐろ類 41百万円	木炭 82百万円	アルコール飲料 123百万円	かつお・まぐろ類 88百万円	菓子（米菓を除く） 88百万円	かつお・まぐろ類 73百万円	キャビア及びその代用物 137百万円	ぶり 243百万円	緑茶 188百万円	ぶり 330百万円
9	ぶり 23百万円	干しのり 焼きのり 味付けのり 30百万円	キャビア及びその代用物 81百万円	キャビア及びその代用物 87百万円	牛肉 87百万円	かつお・まぐろ類 87百万円	キャビア及びその代用物 57百万円	ぶり 126百万円	かつお・まぐろ類 203百万円	たばこ 172百万円	キャビア及びその代用物 285百万円
10	干しのり 焼きのり 味付けのり 21百万円	ぶり 28百万円	かつお・まぐろ類 46百万円	木炭 70百万円	木炭 75百万円	アルコール飲料 86百万円	醤油 55百万円	醤油 98百万円	キャビア及びその代用物 200百万円	練り製品 150百万円	アルコール飲料 256百万円

資料：財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

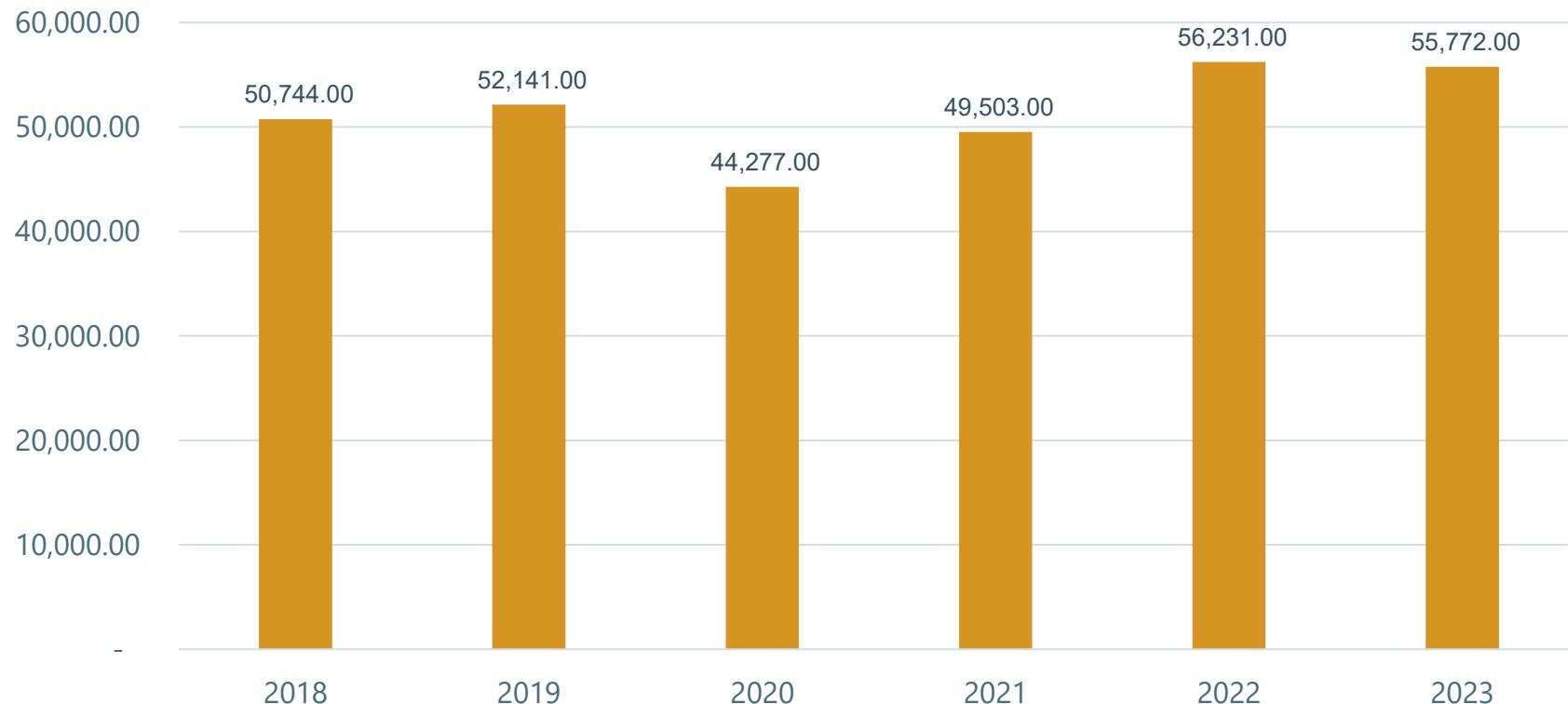
1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ③マーケットの全体像・全体的な特色

UAEにおける食品市場はコロナ禍でいったん減少するも、増加傾向にある

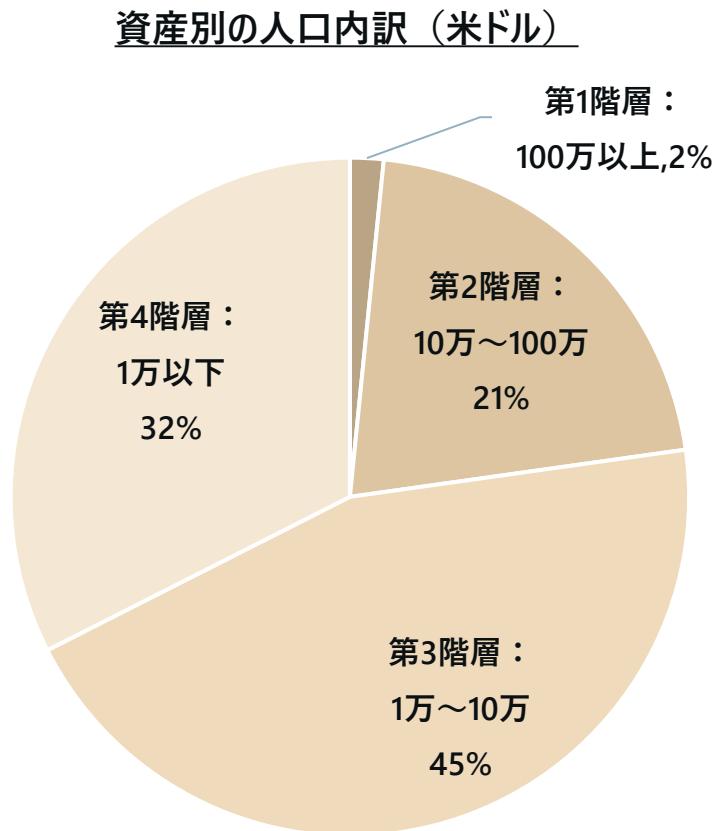
- UAEにおける2018年～2023年までのアルコールを除く食品・飲料市場を見ると、2020年のコロナ禍で一時減少したものの、年間500億米ドルを超えている年度が多い。

単位：百万米ドル

UAEにおける食品・飲料市場（アルコール除く）の推移



UAEの経済状況 | UAEの所得分布



- 左記グラフのとおり、第1階層にあたる人々は全人口の2%で、これらはUAE人や外国人投資家などが占めていると考えられる。
- 第2階層の中間～富裕層にあたる人々は全体の20%強で、こちらもUAE人や外国人の一部高所得者が含まれていると想定される。
- 第4階層のほとんどは出稼ぎ労働者などの低所得層にあたると考えられる。

1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ③マーケットの全体像・全体的な特色

UAEへの観光客はコロナの影響で一時激減するもすぐに回復し、2022年にはUAE全体で2200万人を超えている

■ UAEへの観光客は、コロナ禍の2020年、21年で一時激減するも、すぐに回復傾向を示している。

■ 毎年ドバイへの観光客がその多くを占め、2022年は6割以上がドバイを訪れている。

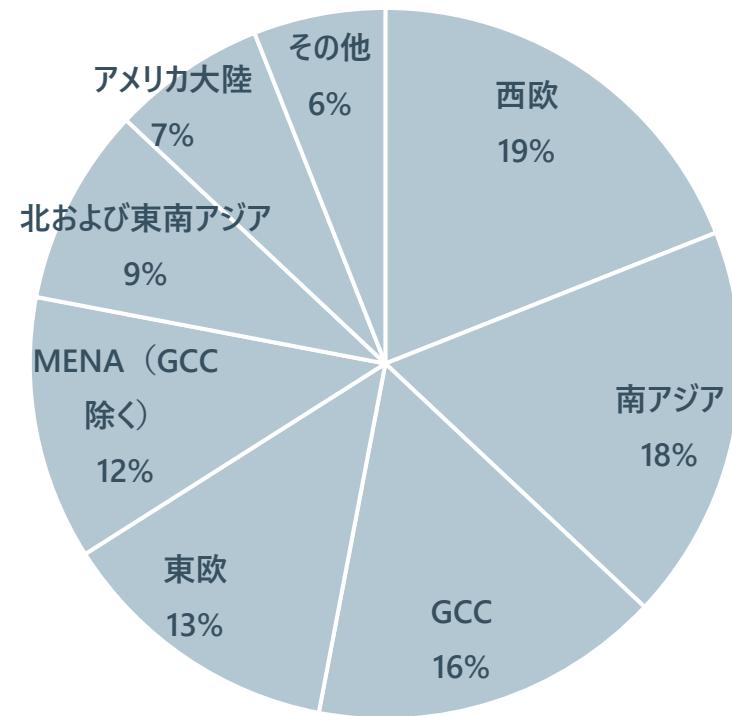
■ 全体の傾向としては、ドバイ以外の首長国が増加しており、アブダビの文化・宗教施設建設や、ラスアルハaimahのカジノ建設計画など、他の首長国も観光客誘致に積極的に取り組んでいる。



出典：UAE、ドバイ政府HP (<https://www.dubaidet.gov.ae/en/research-and-insights/tourism-performance-report-dec-2023>) およびStatistaより作成
アブダビの文化・宗教施設 <https://www.abrahamicfamilyhouse.ae/>
ラスアルハaimahのカジノ <https://www.thenationalnews.com/news/uae/2024/10/09/uae-gaming-resort-casino-ras-al-khaimah/>

ドバイへの観光客を出身国別に見ると、西欧諸国やGCC諸国からが多くを占めている

2023年ドバイ観光客の出身国別の内訳



- 左記グラフのとおり、ドバイへの観光客をその出身国別に見ると、欧米諸国（西欧、東欧および米国）が約4割、アラブ圏（GCCおよびMENA）が3割弱を占めていることが分かる。
- 様々な国から観光客が訪れている要因としては、UAEが中東・アフリカへのゲートウェイとなっていることが挙げられる。

近年のトレンドとして、オーガニック食品への需要の増加など健康志向が高まっている

- UAEでは健康志向のトレンドが近年高まっているが、その背景として国民の健康問題への政府の懸念の高まりがある。国際糖尿病連合の2021年発表によれば、同国の若者人口800万人強のうち12.3%が糖尿病とのデータがある（出典：[IDF](#)）。
- 上述の現状も相まって、UAE政府は健康問題への取り組みを強化しており、[Vision 2021 for health](#)の中で掲げられている以下の10個のKPIのうち2番目に糖尿病の有病率が挙げられている（出典：[Vision 2021 and health](#)）
 - 人口10万人当たりの心血管系疾患による死者数
 - 糖尿病の有病率
 - 子供の肥満率
 - 平均健康寿命
 - タバコの喫煙率
 - 人口10万人当たりのがんによる死者数
 - 認定医療施設の割合
 - 医療の質
 - 人口1,000人当たりの医師数
 - 人口1,000人当たりの看護師数
- 右記のORGANIC FOODS & CAFÉ関係者にヒアリングしたところ、ここ2年で売上は倍以上となっているとのことで、オーガニックの人気が高まっていることがわかる。



店名：ORGANIC FOODS & CAFÉ

URL：

<https://organicfoodsandcafe.com/>

概要：UAE内でドバイに6店舗、アブダビに1店舗を有しているスーパーおよびカフェであり、食品からサプリメント、化粧品、掃除用品まで様々なオーガニック製品を取り扱っている。

1. UAEの農林水産物・食品市場動向について ④近年のトレンド

UAEではHACCPに基づく食品安全管理が義務付けられており、運用は各首長国が担っている

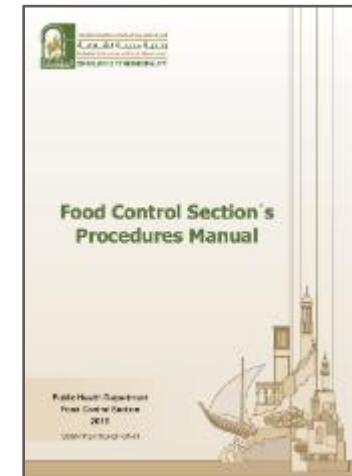
- UAEでは連邦政府レベルで飲食店だけでなく、食品を提供する病院や学校、食品工場、飲料水を提供する商業施設や公共機関でHACCPに基づいた食品安全管理が義務付けられている。一方で、首長国レベルで連邦政府の法令に準ずる食の安全に関する法令が整備されている。連邦政府が最低限のガイドラインを策定、運用は首長国単位という役割分担がされている。
- なお、同国での飲食ビジネスにおいてHACCPの取得は義務付けられてはいないものの、近年の観光客の増加および飲食業の発展、それに伴う安全性への意識の高まりから、各首長国から取得を促す動きが活発化されている。
(出典：HACCP取得代行業者からのヒアリング)
- また、後述のように特にレストラン等においてはHACCPを取得していた方が政府からの検査も合格しやすく、その観点から、HACCPよりも上位のISO22000を取得する事業者も多い。



アブダビ首長国



ドバイ首長国



シャルジヤ首長国

ドバイ市政府が食品安全管理の定義や運用を定めている

- ドバイ市政府（Dubai Municipality）が発行しているFood Code（公式に発表されている最新版は2020年のもの）によれば、HACCPは「製品設計、ハザード分析、工程管理に基づき、食品の安全性に重大な影響を及ぼすハザードを特定、評価、管理する食品安全管理の予防システム」と定義されている。
- Food CodeにはHACCP Plan（HACCPの原則に従って作成された文書）の定義や運用方法などが示されている。
- ドバイ市政府およびアブダビ政府から認可されている、HACCP取得支援や代行を行うHACCP certification UAEによれば、以下のような業態がHACCPの原則に従った運用が必要とされている。
 - HORECA（ホテル、レストラン、ケータリング）
 - 病院や学校含む食事の提供場所
 - パン屋
 - 肉屋
 - スーパーなど小売店
 - ケータリング会社
 - 食品工場、商社および倉庫
 - キヨスク（日本のコンビニにあたるミニスーパー）
 - 飲料水の提供会社



画像：ドバイ市政府から入手したHACCP証明書のサンプル

食品安全管理においては、各首長国政府による抜き打ち検査が実施されている

- 各首長国政府により、食品を取り扱う業者がしっかりとHACCPに則った食品安全管理がなされているか、抜き打ちで検査が行われている。
- 一例として、ドバイにおいては、ドバイ市政庁の職員がレストラン等を訪問して、様々な観点から検査を実施している（例：調理場および客席の清掃具合や清掃頻度、各食品がしかるべき保管方法がなされているか等）。
- 検査を基に、レストラン等は衛生および食品安全に関して以下のような格付けがなされる
(ドバイ政府傘下で様々な認証や検査を行うEmirates International Accreditation Centre (EIAC) より) 。

A : Excellent (素晴らしい)

B, C : Need for improvement (改善の余地あり)

D, E : Need for immediate and serious action (1週間の営業停止および速やかに改善の必要あり)

(出典：<https://uat-blog.eiac.gov.ae/food-inspection-and-audit-know-more/>)

- ドバイ市政庁のウェブサイトにも、B、CやD、Eの明確な区別の記載はないものの、日本食レストランの関係者によれば、AまたはBの格付けであれば営業に問題はなく、C以下だと営業はかなり厳しくなるとのことだった。また、上記の検査は通常、年に1回（多くても2回）程度行われることである。
- また、上記の日本食レストランの関係者によれば、HACCP自体は取得せずとも、上記の格付けでD、Eを取らなければ営業は可能であるものの、HACCPがあれば少なくともAもしくはBの取得はほぼ確実であり、かつD、Eは営業停止、Cでも点検の頻度が増えて、ドバイ市政庁の監視の目が厳しくなるので、HACCPを取得した方が営業は確実に行える、とのことである。

UAEで在留外国人や観光客向けへの酒類の提供が可能となっている

- UAEでは、非イスラム教徒であればアブダビやドバイのように飲酒が許可されている首長国がある。UAE全体で見ると人口1,000万人のうちイスラム教徒は約60%と言われているが、ドバイには約1,700万人の観光客が訪れており、酒類の消費に大きく貢献している。
- UAEでは酒類の提供はライセンス制となっており、ホテルまたはスポーツクラブ内のレストラン、バー、ナイトクラブと規定されている。また、近年では、小売店での販売も段階的にライセンスの供与が始まっており、酒類の購入ライセンスを所持する連邦内の住民であれば購入が可能である。
- 2023年にはドバイの酒税が30%免税されるなど、行政は飲酒に対してより寛容な方向へ進んでいたが、2025年から同税が復活された。（<https://www.khaleejtimes.com/uae/dubai-30-alcohol-sales-tax-to-be-reinstated-from-january-2025>）。
- ただし、UAEにおいては、酒類ビジネスのライセンス取得のためには、各首長国政府または王族と強いコネクションが重要等、ハードルが高いため、酒類ビジネスを展開するためには、ドバイおよびUAE全体で最も大きなマーケットを掌握している以下のMMI社およびAfrican & Eastern社との連携が不可欠となる（ライセンスの区分や取得企業については「3. ハラルについて④ノンハラル市場」を参照）。

MMIでの販売の様子



概要

国有企业Emirates Group傘下である。グループに EmiratesとHeinekenの合併でSiroccoという特定のブランドの販促支援を行っている企業がある。

小売

アブダビではSpinney's（現地大手輸入スーパー・チエーン）のリカーストアと提携しており、ドバイでは22店舗を運営している。



写真： MMIの入り口と店内（※駐車場のある裏口から入れる店舗もある）（クロスリー撮影）

African & Easternでの販売の様子



概要

AB InBev（傘下にバドワイザーや、ステラアルトワ、キルメス）と財閥系企業EMAARの創業者であるMoahamed Alabbar氏の合弁会社である。

小売

アブダビで9店舗、ドバイで29店舗を運営している。



写真：African & Easternの入り口と店内（MMIも同様だが、外から店内は見えないようになっている）（クロスリーチ撮影）

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について

UAEへの商品の輸送は海上輸送もしくは航空輸送がメインとなる

※日数は日本からの試算

	海上輸送	航空輸送
日数	30~40日	1~2日
主要な離発着地	Jebel Ali 港	Dubai International Airport
備考	Jebel Ali 港はドバイ南部に位置する港で、アブダビやシャルジヤにも港はあるものの、多くはJebel Ali 港が使用される。DP Worldによって運営されていて、Jebel Ali Freezoneが隣接している。	Dubai Airport Freezone (DAFZA) が併設されており、旅客・貨物ともにメインの空港であるが、現在ドバイ政府は今後10年以内に同空港のすべての機能を南部のMaktoum Airportに移転すると発表している（出典： 報道 ）。



写真：Jebel Ali 港
(ID [169852565](#) | [Dubai](#) © [Alexey Novikov](#) | [Dreamstime.com](#))



写真：Dubai International Airport
(ID [40450515](#) | [Dubai Airport](#) © [Typhoonski](#) | [Dreamstime.com](#))



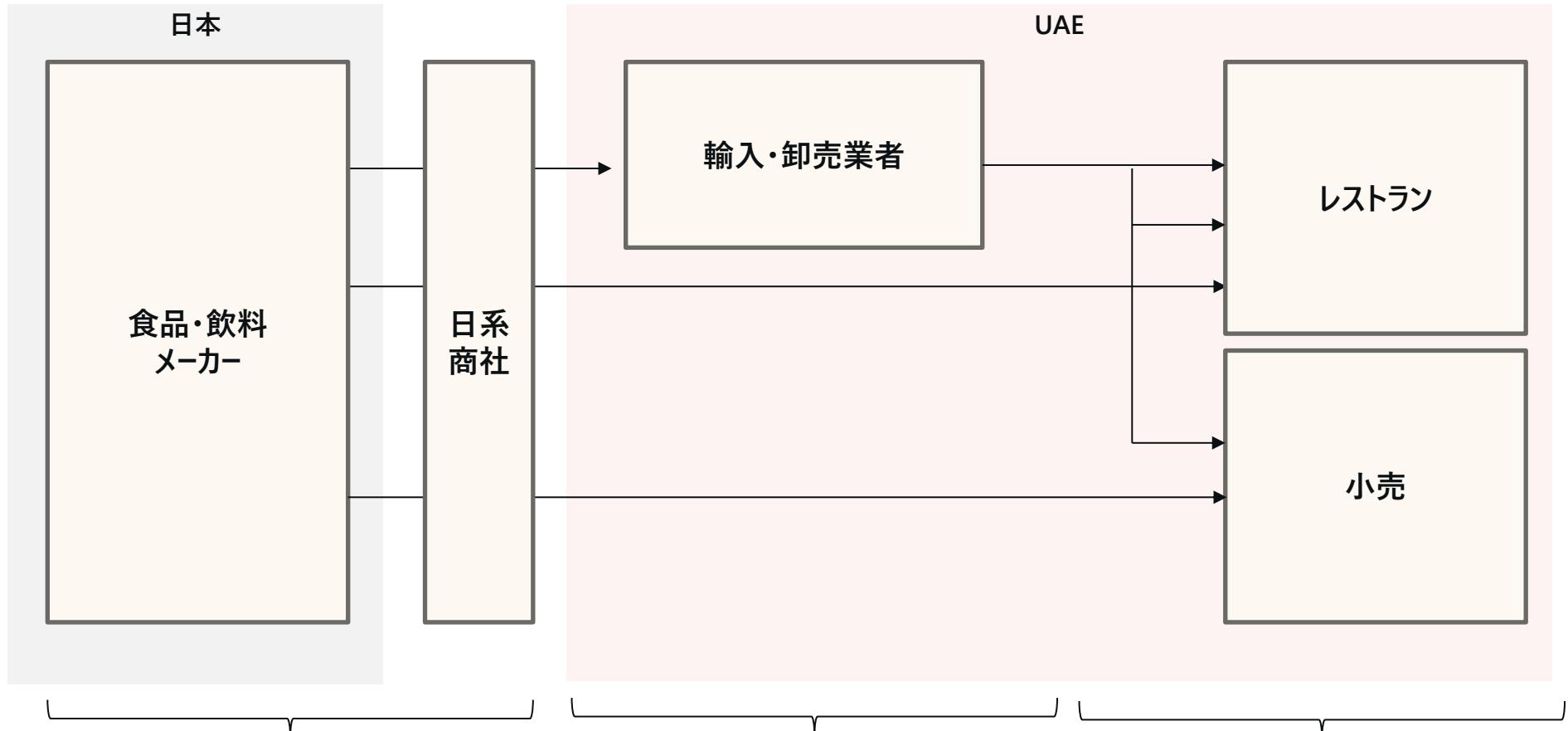
写真：Maktoum Airport
(ID [49609614](#) © [Typhoonski](#) | [Dreamstime.com](#))

コールドチェーンのビジネスは飲食需要の拡大に伴い大きく成長している

- コールドチェーンの市場規模は、2017年から2022年までで年平均成長率6%で拡大しており（各年の売上高については未公表）、2022年から2027年までも平均成長4.6%で推移すると予想されている。
- さらに、コールドチェーンについては保管、配送、また政府系という区分で、計90社以上の事業者が存在する。様々な嗜好の飲食へのニーズの高まり、観光地としてのプレゼンスの向上により、このようなコールドチェーンロジスティクスを担うビジネスは今後も拡大していくと考えられる。
- ただし、UAE大手の飲食ディストリビューターなどはすでに自社で温度管理された倉庫・トラックを十分に保有しており、それで賄いきれない、もしくはそれ以外の自社保有のない企業は、自社以外の事業者を利用することとなる。

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ②レストラン、小売、ECマース等の販売先別の実態

日本から輸入された製品のレストラン、小売への展開は以下の通り



日本国内のメーカー自らコンテナを埋めるのは通常困難であるため、日系商社を通じて混載で輸出するのが一般的である。

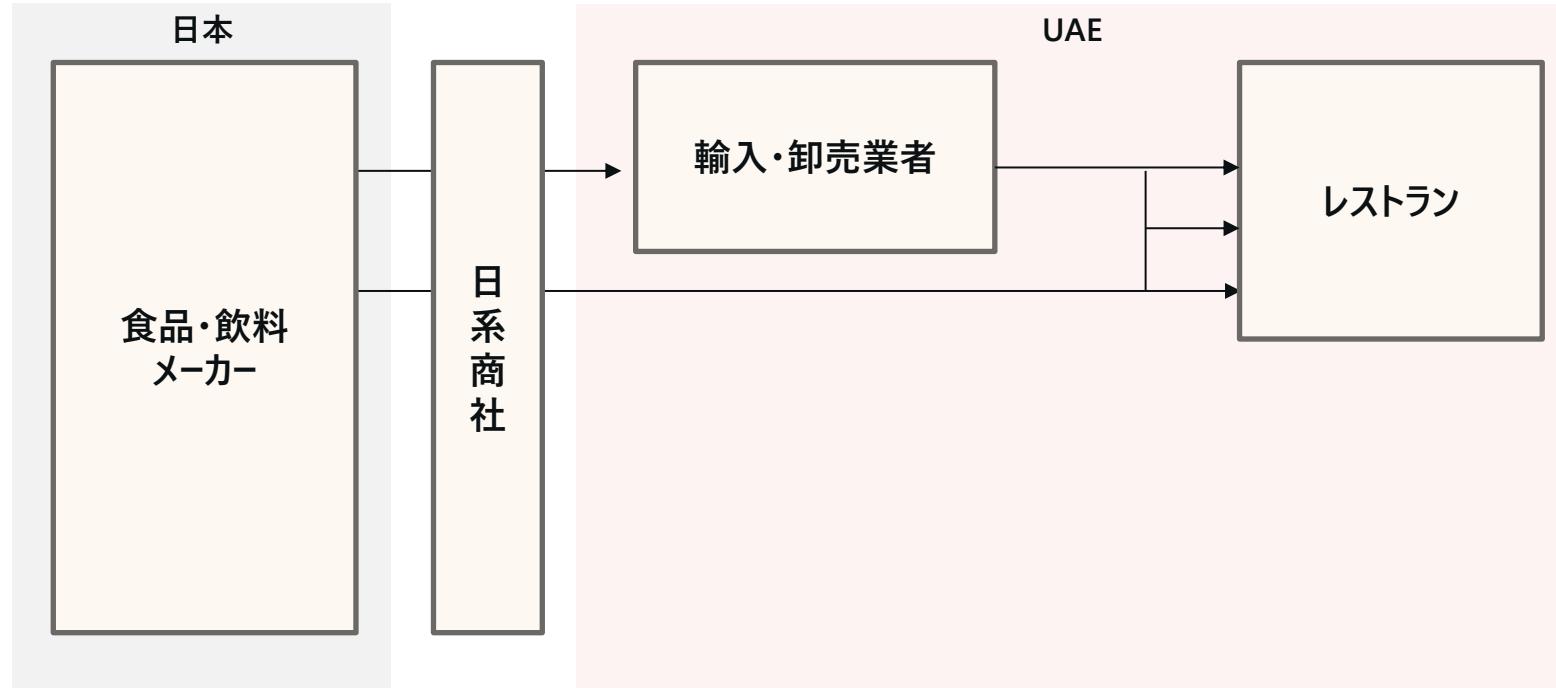
UAEへの輸入については、一元的には輸入事業者が手続きなどの事務作業を行うこととなる。

基本的には輸入・卸売業者がレストランや小売に展開するが、一部の大手レストランや小売は自ら輸入を行っている

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ②レストラン、小売、ECマース等の販売先別の実態

レストランへの展開は多くが輸入・卸売事業者を介して行われている

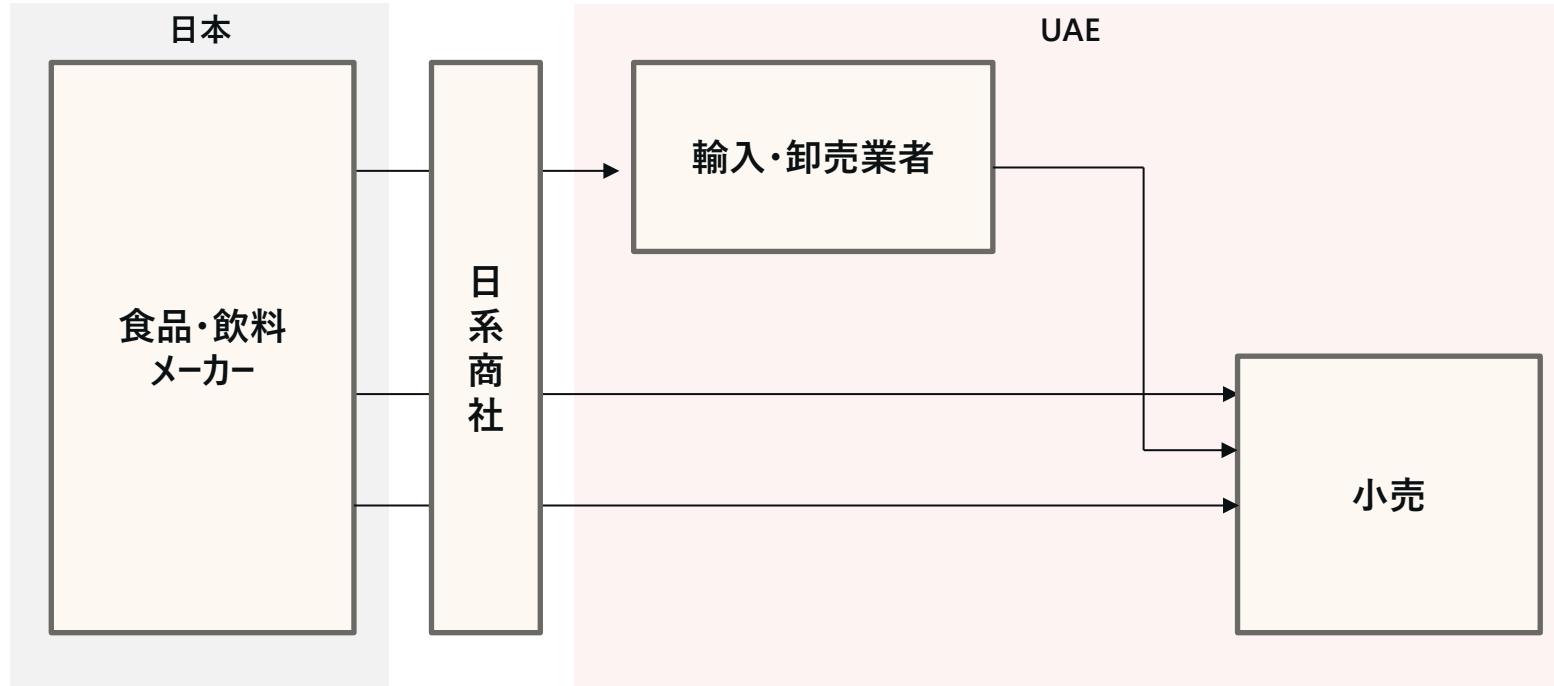
- レストランへの展開については、日本食全般とそれ以外のレストランで大きな違いはないものの、高級寿司や新鮮な魚、肉などを提供するタイプのレストランでは、鮮度が非常に重要であるため、コールドチェーンの重要性が非常に高くなる。
- 比較的富裕層向けのレストランでは、温度管理が徹底された倉庫や配送網を持つ輸入・卸売業者などを利用することが多い。
- なお、ノンハラール商品を提供しているレストランについては、必要な許可を得ている事業者からの輸入が必須となる（もしくは自ら許可を取得することが必要である）。



2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ②レストラン、小売、ECマース等の販売先別の実態

小売事業者は、特に大型スーパーなど、自ら輸入していることが多い。

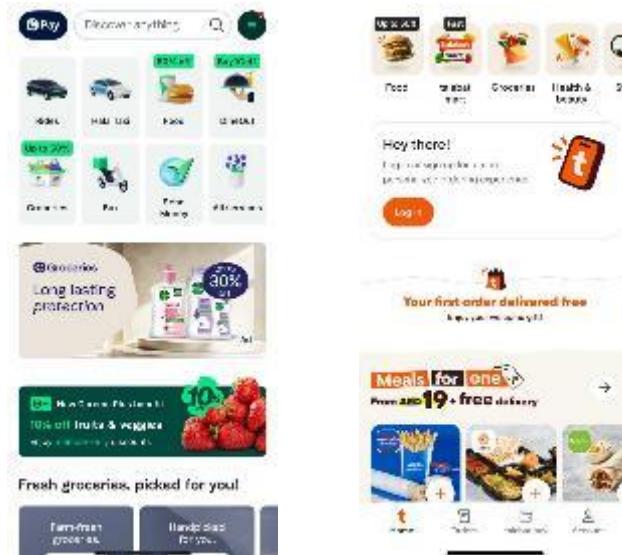
- ・ 小売への展開について、日本産品とそれ以外で大きな違いはないものの、自ら輸入ライセンスを有して、第三者を通さず直接展開している事業者がレストラン以上に多い。
- ・ 大型スーパーは大半が自ら輸入を行っている（Spinneys、Lulu、Union Coop等）、日本産品を販売する小売店の大半も自ら輸入を行っている（Summit Trading、1004、Deans Fujiya等）。



2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ②レストラン、小売、ECマース等の販売先別の実態

ECについてはアプリなどのサービスも充実しており、リーズナブルに利用できる。

- UAEの特に夏の非常に暑い気候やそれほど整備されていない交通網（車がないと基本的に生活は困難）などの事情から、飲食のみならず様々なビジネスでECは非常に発達しており、小売店でも配送サービスを実施しているところが多い。
- LuluやCarrefourなどの大型ハイパーマーケットでは、自社で自ら配達を行うこともあるが、レストランや小売、雑貨などの様々な製品を一括して注文ができる、Careem (<https://www.careem.com/>) やTalabat (<https://www.talabat.com/uae>) など、UAEでは様々なアプリが充実している。
- 配送料や配達時間については、距離や内容にもよるもの、たとえばドバイ中心部でCareemを通じてスーパーの総菜や雑貨などを注文すると、20－30分以内に届き、配送料は6AED（約240円）、また多くのアプリや自ら配送をしているハイパーマーケットなどは、一定の注文額を超えると配送料は無料になるなど、かなりリーズナブルに使用できる仕様となっている。



写真：左Careem、右Talabatのアプリのトップ画面（クロスリーチ撮影）

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ③現地の食品展示会の紹介とその活用

UAEにおける主な食品展示会の一覧

- UAEでは様々な展示会が開かれているが、その大半はドバイにて開催されている。

首長国	展示会名	URL	開催時期	概要
ドバイ	GULFOOD	https://www.gulfood.com/	2026年1月26–30日	同地域最大の食品展示会で、世界中から製造者・バイヤーが集まる。
	Gulfood Manufacturing	https://www.gulfoodmanufacturing.com/	2025年11月4–6日	上記GULFOODの関連イベントで、厨房器具やパッケージ、食品製造機器などに特化したもの。
	Middle East Organic and Natural Product Expo	https://organicandnatural.com/	2025年11月17–19日	オーガニック食品など健康に特化した食品展示会。
	ISM Middle East	https://www.ism-me.com/	2025年9月15–17日	菓子類に特化した展示会。
	Agra Middle East Exhibition	https://informaconnect.com/agra-middle-east/	2025年10月6–7日	農業技術や農産品などに特化した展示会。
	Free From Food Dubai	https://dubai.freefromfoodexpo.com/	2025年9月24–25日	健康食材や自然の素材などを紹介する展示会。
アブダビ	Abu Dhabi International Food Exhibition (ADIFE)	https://www.adife.com/	2025年10月21–23日	アブダビにおいて最大規模の食品展示会。
シャルジヤ	Expo Culinaire	https://www.expoculinaire.com/	2025年5月21–23日	シャルジヤにおいて最大規模の食品展示会。

2. 対UAE輸出にあたって市場の実態と輸出の実践について ③現地の食品展示会の紹介とその活用

UAE最大規模の食品展示会であるGULFOODには、世界中から多くのバイヤーが集まり、JETROによる出展支援も行われている

- GULFOODは2025年で30回目の開催を迎える歴史のある展示会で、世界中から多くの出展者、バイヤーが集まる世界最大規模の食品展示会である。
- 直近の2024年2月の開催時には、190か国以上の5500以上の出展者が参加しており、来場者数は142,453人であった。
- なお、毎年JETROによるジャパンパビリオンも設置されており（2025年の参加が12回目）、同構HPから出展の申し込みが可能となっている（出典：[JETRO HP](#)）



写真：ジャパンパビリオンおよびJETRO主催イベントの様子（クロスリーチ撮影）

輸出・現地での販売にあたってのポイント・留意点（現地輸入業者の役割・重要性等）

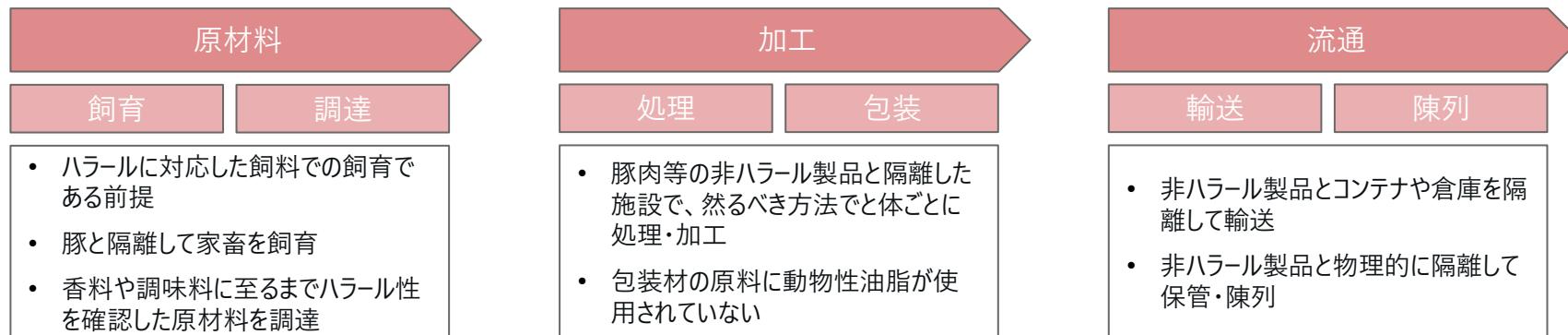
- UAEに海外からの製品を展開する場合、同国への輸入手続きにかかる一切の作業は、現地の輸入・卸売事業者が一括して責任を有している。
- P15で紹介している各首長国の食の安全に関する法令には、各首長国政府が定めている様々な規則を記載しているものの、その運用は各首長国が設置している検査員にゆだねられていることが多く、規則に全くないルールを突然課してくる（例えば、通常は捺印が不要とされる資料に対して、東京商工会議所の捺印が必要と主張し、差し戻してすべて捺印されてから再提出を課してくる等）などの問題が発生することがある。
- 輸入業者の選定にあたっては、日本含むアジア諸国からの輸入経験が豊富であるのみならず、そういった各首長国政府からの様々なイレギュラーなケースに対応可能な事業者を選定することが重要となる。

3. ハラールについて

3. ハラールについて

ハラールの定義

- **ハラールとは**
 - ハラールとはイスラーム法によって「許されたもの」を意味する。一方、「禁止されるもの」はハラームと言われる。
 - 神が創造したものは基本的にハラールであるが、例外的に禁止されているものもあると考えられている。例えば、野菜、果物、魚類、水は原則としてハラールであると考えられているが、有毒なものなどはハラームとなる。また、豚などハラームの要素が含まれているか否かは常に注意を払っておく必要がある。
- **ムスリムが口にすることを許されていない食材例**
 - 豚およびゼラチン等の豚由来の製品
 - ハラールと畜されていないあらゆる動物の肉
 - 動物の血液
 - 尸肉
 - アルコール（※ごく微量の添加物としてのアルコールの使用は禁止しているが、輸送時などに自然発生してしまったアルコールについては、各品目ごとに定められている残留許容値があり、その範囲内であればUAE国内への流通を認められることもある）
- **サプライチェーンにおけるハラール性**



ハラール認証の概略

- UAE国内で流通する食品は基本的にハラール製品であるという前提となっているが、これは必ずしも全ての食品がハラール認証を取得しているということではなく、特定の製品群はハラール認証が必要である。
- ハラール認証が必要な品目とは、認証がない状態ではシユブハと呼ばれるもの（ハラール・ハラームどちらにも取れるもの）の中でも牛肉や鶏肉などの特定の製品である。
- 豚やアルコールはハラーム製品なのでハラール認証は取得できないが、豚以外の食肉（牛や鶏、鳩など）はイスラム法で定められたと畜方法で処理されていることが証明できればハラール認証が取得可能であり、輸入または流通が可能となる。
- 食品だけでなく、化粧品や日用品も動物性由来の成分が使われている場合は、イスラム法に則ったと畜方法で処理されたかどうかでハラールなのかハラームなのか分かれるので、動物性由来の成分は使用しない、使用が避けられない場合はハラール認証の取れた成分を使い、完成品（最終製品）でもハラール認証の取得が必要となる。
- UAE国内で流通している食品は基本的に（ハラーム製品売り場を除く）ハラール製品であるが、戒律が特に厳しい消費者群にとって加工食品などの複数原材料からなる食品は手が伸びにくいが、ハラール認証してあるということが必須ではないが有効ではある。

3. ハラールについて ①ハラールについて

ハラール認証が必要な品目

食品	アルコール残存許容濃度
ブドウ酢	1%
ブドウ酢以外のすべての酢	0.5%
ジュース（ネクター、カクテルを含む）	0.2%
炭酸飲料、エナジードリンク	0.05%
ケチャップ、ソース類、野菜や果物由来の食品（すべての即席食品）	0.3%（容積比）
乳製品	0.2%（重量または容積比）
原材料（砂糖、タンパク質濃縮物、酵母、ココア、香料、類似物からなる原材料）	0.5%（容積比）
チョコレート、キャンディーなどの菓子	0.05%（容積比）
その他の食品（表内で特定されないもの）	0.2%（重量または容積比）

(注1) 特段の断りがない
限り濃度は重量比

(出所) GSO2538-2021

夏季はドライコンテナで輸送中の発酵に要注意

- 日本から輸出される食品のうち、暑い時期の輸送で発酵する可能性のある食品や調味料を輸送する際には、細心の注意が必要となる。日本からドバイへの食品やソースの輸出において、「火入れ処理」を施していないものを4月から10月までの暑い時期にドライコンテナ船で日本からシンガポール等を経由してドバイの港に輸送した場合、海上輸送中にコンテナ内の熱が酵母菌に影響し、発酵するという問題が生じ、ドバイ到着時にサンプル検査を受けた際に残存アルコール濃度が許容基準値を超えて輸入が認められず、輸入したロットがすべて廃棄処分になるというケースが多くあった。最近では少なくなっているようであるが注意が必要である。また、こういったケースに対応する形で、みそやしょうゆなどの発酵食品では、酵母菌をなくす「火入れ処理」を施している製品等の流通している。
- また、柑橘系の果汁100%などアルコールが含まれない調味料であっても注意が必要である。瓶詰め段階で微量の酵母などが瓶内に混入すると、輸送中にコンテナ内部の熱でアルコール発酵して、ドバイ到着時のサンプル検査で許容基準値以上のアルコールが検出されることがある。

3. ハラールについて ②認証団体について

UAEにおけるハラールの認定と認証の流れ



3. ハラールについて ②認証団体について

UAEにおいてハラールの認定を受けている機関

- GAC、EIAC、ENASから認定を受けている代表的な20カ国の中の認定元と認証機関は以下の表の通りである。
※以下の国は在留邦人数の上位20か国（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100436737.pdf>）を選定

国名	認証機関名	GAC	EIAC	ENAS	その他
カナダ	Islamic Food and Nutrition Council of Canada	●			
アメリカ	ISWA Halal Certification Department RACS LLC Islamic Services of America Islamic Food and Nutrition Council of America Halal Transactions Inc (Omaha) HALALCO Covenant Halal Services LLC.	● ● ● ● ● ● ●	● ● ● ● ● ● ●		
アルゼンチン	The Halal Approval South America SA	●	●		
ブラジル	Centro Halal de America Latina A.M.O Saudita Islamica Cerificadora Halal LTDA SIIL Halal - Islamic Inspection Service CIDAL Halal Authoridade de Certificacao Ltda Fambras Halal Certificacao Ltda The Halal Approval South America SA	● ● ● ● ● ●		● ●	
イギリス	Halal Certification Organization Ltd Hala Certification Europe Islamic Chamber For Halal Services LLP RACS Quality Certificates Issuing Services Halal Monitoring Committee Halal Food Authority LTD (HFA)	● ● ● ● ● ●			
フランス	Halal Correct France Halal Quality Control (HQC) - France		● ●		
ドイツ	Islamic Information Documentation and Certification GmbH RACS Quality Certificates Issuing Services Halal Control GmbH Halal Quality Control Group- Germany	● ● ● ●		● ●	

国名	認証機関名	GAC	EIAC	ENAS	その他
イタリア	World Halal Authority Halal International Authority Halal Italia Srl Halal Quality Control GMBH	● ● ● ●			
イス					
中国	Halal Certification Services Chongqing Shandong Halal Certification Service	● ●			
台湾					
韓国					●
タイ	The Central Islamic Council of Thailand (CICOT)		●		
シンガポール	Majlis Ugama Islam Singapore - MUIS	●			
マレーシア					
インドネシア	Majelis Ulama Indonesia (LPPOM MUI)	●			
ベトナム	Halal Certification Agency	●			
フィリピン	Prime Certification and Inspection Asia Pacific INC	●			
オーストラリア	A.M.O Saudita Islamica Cerificadora Halal LTDA Western Australia Halal Authority Australian Halal Authority and Advisers Pty Ltd Islamic Coordinating Council of Victoria Supreme Islamic Council of Halal Meat in Australia Australian Halal Development And Accreditation	● ● ● ● ● ●			
ニュージーランド	New Zealand Islamic Development Trust The Federation of Islamic Associations of New Zealand Halal Conformity Services Limited (HCS)	● ● ●			

3. ハラールについて ②認証団体について

UAEのハラール認証が取れる活動中の団体は日本に2つ存在している

- UAEの産業・先端技術省（MOIAT）のウェブサイトでは、ハラール認証の認証機関として日本では2法人が確認できる。（25年1月時点）

法人名	NPO法人日本ハラール協会（JHA）	宗教法人日本イスラーム文化センター（JIT）
概要	2010年に設立された日本ハラール協会である。マレーシアJAKIMを筆頭にシンガポールMUISや、タイCICOT、インドネシアBPJPH等から承認を取得している。2017年には日本で初めてUAE ESMAの認証を取得した。	1978年に設立された日本イスラーム文化センターである。2008年にGCCのEIAC認証を取得したのを皮切りに、UAEのESMA等の認証を取得している他、サウジアラビアのSFDAとも相互認証を取得している
マレーシア	取得可能	取得可能
シンガポール	取得可能	取得可能
タイ	取得可能	取得可能
インドネシア	取得可能	取得可能
中東・湾岸諸国	取得可能	取得可能
サウジアラビア		取得可能
UAE	取得可能	取得可能
カタール		取得可能
トルコ	取得可能	
台湾	取得可能	

3. ハラールについて ②認証団体について

ハラール認証の取得手順（宗教法人日本イスラーム文化センター）

- 宗教法人日本イスラーム文化センターによるハラール認証の取得手順は下記の通りである。

認証プロセス	申請書提出→契約書締結→各書類提出→書類監査→現地監査→委員会												
基本的要件	<ul style="list-style-type: none">ハラール市場での目標の設定ハラールスタンダードの設定ハラール認証取得する製品を決めるハラール管理チーム・責任者を決める												
施設での要件	<ul style="list-style-type: none">施設でのハラール専用製造ライン保管庫でのハラール・非ハラールの区別（原材料、包装用材、最終製品、器材等）ハラールと非ハラールの相互汚染の防止GMP(適正製造基準) およびFSMS (食品安全マネジメントシステム)の遵守												
ご用意していただく資料	<table><tbody><tr><td>・ 営業許可書もしくは登記簿謄本</td><td>・ ハラール認証書/原材料の提示/包装材</td></tr><tr><td>・ 製造工程表と施設の配置図</td><td>・ 最終製品のラベル・デザイン</td></tr><tr><td>・ 原材料の仕様書</td><td>・ ハラール管理システム（ハラールマニュアル、ハラールポリシー、トレーサビリティプロセス</td></tr><tr><td>・ 最終製品仕様書</td><td></td></tr><tr><td>・ ハラールステータスシート</td><td></td></tr><tr><td>・ 認証用メニューリスト</td><td></td></tr></tbody></table>	・ 営業許可書もしくは登記簿謄本	・ ハラール認証書/原材料の提示/包装材	・ 製造工程表と施設の配置図	・ 最終製品のラベル・デザイン	・ 原材料の仕様書	・ ハラール管理システム（ハラールマニュアル、ハラールポリシー、トレーサビリティプロセス	・ 最終製品仕様書		・ ハラールステータスシート		・ 認証用メニューリスト	
・ 営業許可書もしくは登記簿謄本	・ ハラール認証書/原材料の提示/包装材												
・ 製造工程表と施設の配置図	・ 最終製品のラベル・デザイン												
・ 原材料の仕様書	・ ハラール管理システム（ハラールマニュアル、ハラールポリシー、トレーサビリティプロセス												
・ 最終製品仕様書													
・ ハラールステータスシート													
・ 認証用メニューリスト													

3. ハラールについて ②認証団体について

UAE向け牛肉輸出認定施設

- UAE向けに牛肉を輸出する場合はハラールと畜証明書発行機関より承認され、UAE政府より牛肉輸出施設としての登録が必要となる
- 令和6年10月時点では、5つの都道府県においてと畜場と食肉処理場が認定されている。

都道府県	名称	と畜場	食肉処理場
北海道	株式会社北海道畜産公社北見工場北見地区総合食肉流通センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
大阪府	羽曳野市立南食ミートセンター	<input type="radio"/>	
	埴生ミートパッカー株式会社		<input type="radio"/>
兵庫県	三田食肉センター	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
徳島県	株式会社にし阿波ビーフ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
熊本県	株式会社熊本中央食肉センター	<input type="radio"/>	
	株式会社杉本本店		<input type="radio"/>

3. ハラールについて ③ハラールマークについて

ハラール認証を取得した生産者は、認証手続きとは別の独立した手続きを経ることなく、ハラールマークを使用することができる

- ・ ハラール認証を取得した生産者は、自社独自でハラールマークを商品パッケージに印刷したり、シールを作成して商品に貼付することができ、逐次、認証団体に対して使用申請等の手続きをする必要はない。
- ・ ハラールマークの使用にあたり、印刷数や貼付数、使用期間に応じた使用料を、認証団体が生産者から徴収することはない。
- ・ 認証団体が定めるルールに沿って使用する必要はあるが、形、大きさ、色、表示位置が数値等で細かく規定されていない。
- ・ ハラールマークの印刷や貼付に関して疑義がある場合は、認証団体へその都度確認することができる。



認証団体が交付する認証状の例
(写真は宗教法人日本イスラーム文化センターのもの)



認証団体が発行するハラールマークの例
(写真は宗教法人日本イスラーム文化センターのもの)

3. ハラールについて ③ハラールマークについて

UAEにおけるハラールマークの貼付事例の紹介①



原産国

日本

韓国

中国

認証機関

JIT

Korea Muslim Federation Halal Committee

Shandong Halal Certification Service

3. ハラールについて ③ハラールマークについて

UAEにおけるハラールマークの貼付事例の紹介②



原産国

マレーシア

タイ

UAE

認証機関

JAKIM

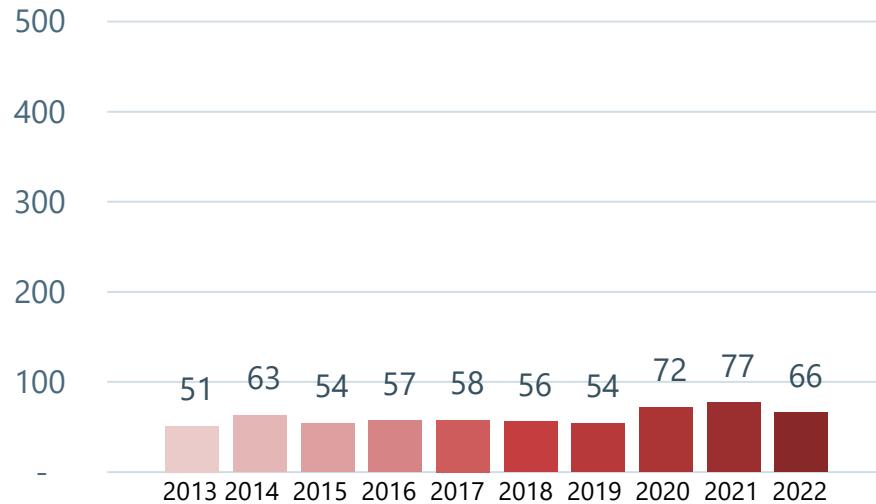
The Central Islamic Council of Thailand

ドバイ市政庁

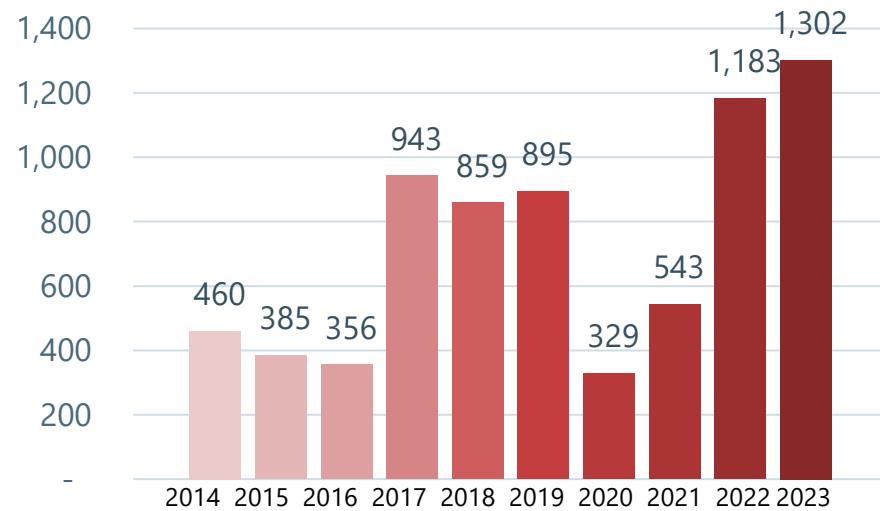
UAEにおけるノンハラール市場の概説

- UAEの人口は、約1,000万人だが、その約8割が外国からの駐在員や出稼ぎ労働者である。また、アブダビやドバイは観光都市としての側面があり、毎年多くの旅行者が当地を訪問する。そのため、外国人が居住する地域や観光客向けのホテルやレストランが立ち並ぶ地域では、豚肉や酒類を販売する小売店、豚肉料理や酒類を提供するレストランやバーが一定数存在する。
- UAEのノンハラール市場は大きく豚肉と酒類に分けられ、豚肉は軽微ではあるが増加傾向、酒類は規制の緩和（減税等）もあり市場はコロナで一時期冷え込んだが、順調に成長している（ただし酒税は2025年1月より復活）。酒類は、純輸入金額（総輸入金額-輸出金額）は1,300億円程度ではあるが、末端（飲食店や小売店）における市場規模は3,600～4,200億円程度と推定される。

UAEの豚肉純輸入額（億円）



UAEの酒類純輸入額（億円）



ノンハラールの一般的な理解および取扱要件

※以下ノンハラールの解説については、ドバイを除く各首長国の規則にアクセス不可であったため、ドバイで公開されている情報を記載することとする。

ノンハラール食品・製品の取り扱い

1. イスラム法により禁止されている動物製品、イスラム法に則ってと畜されていないハラールの動物を含むもの
禁止される動物：犬、豚、及びそれに関わるもの（唾液、毛、皮膚、便、精子、卵子など）、その他、捕食動物、不快な昆虫など
2. イスラム法で不浄とされる物質：人や動物の糞尿、糞便、血液、膿、吐しゃ物、酒、アルコール（酩酊作用のあるもの）
3. イスラム法で不浄とされるものに触れた食器や器具を使用して生産、加工、調理されたもの
4. 加工、調理、保管において、イスラム法で不浄とされているもの、上記の要件に合致しない食品との接触をしたもの

一般的な取り扱い要件

1. ノンハラール食品を輸入、輸出、加工、保管、販売、提供する事業者は、食品安全局の許可を得た上で証書を掲示する必要がある
2. ハラール食品とノンハラール食品と一緒にした輸送、保管、調理、陳列は禁止されている

ノンハラールライセンスを取得できる者

- 輸入業
- 卸売業
- 小売業（床面積7,000sqf以上のデパート・スーパー）
- 飲食業（法令違反がないA/B/Cランク以上のドバイ市内の事業者）

ノンハラールライセンスを取得できる品目

- 豚（海外産）
- 酒
- 加工食品
- 化粧品

ノンハラール製品の輸入やコンテナ等の保管にかかる要件

輸入・購入・販売にかかる要件

1. ノンハラール食品であることを英語およびアラビア語でパッケージへの明確な表示
2. 輸入業者、貿易事業者のハラール食品とノンハラール食品の混合の禁止
3. 輸入事業者、貿易事業者によるノンハラール食品の許可事業者への限定的な販売
4. 輸入事業者、貿易事業者によるハラール食品の輸送車両とは別のノンハラール食品専用の車両による輸送

保管に係る要件

1. ノンハラール食品専用の冷蔵施設、冷凍施設で保管
2. ノンハラール食品専用の区域、施設で保管
3. ノンハラール食品専用の保管庫、貯蔵容器の使用
4. 色分け等による コンテナへのノンハラールのラベリング
5. ノンハラール食品の保管許可を得た事業者のノンハラール食品を販売、加工する事業者からの譲受

ノンハラールの調理および提供方法にかかる要件

ノンハラール食品の調理

1. 加工、調理、陳列、販売におけるノンハラール食品のハラール食品との物理的な隔離
2. ノンハラール食品用であることのまな板や包丁の区別、色分け。
3. ノンハラール食品に使用されるカトラリー、食器、器具、機器への明確な識別の貼付
4. ノンハラール食品の調理用に使う食器や器具のハラール食品への使用の禁止
5. ノンハラール食品に使用されるカトラリー、食器、器具、機器への区別した洗浄
6. ピュッフェ形式での提供における区別した事前洗浄
7. 指定された店員に限定した調理エリアへのアクセス
8. 指定された店員によるノンハラール食品とハラール食品の同時の取り扱い
9. ノンハラール食品とハラール食品の同時保管、同時調理の禁止
10. ノンハラール食品を取り扱う場所であることの英語とアラビア語による明確な表示

ノンハラール食品の提供

1. 飲食事業運営者のによる顧客へのノンハラールフード取扱の告知義務
2. ノンハラール食品は、メニュー上で豚肉や酒など明確に表記
3. ノンハラール食品をハラール食品と一緒に提供してはいけない。食器も区別。
4. ピュッフェ形式でのノンハラール食品の提供は、ハラール食品を扱うカウンターから 2 m 以上離れた別のカウンターで提供。
5. ノンハラール食品であることを英語およびアラビア語で明確に表記。豚肉の調理は事前許可を得た 5 つ星ホテルおよびクラブで許される。

3. ハラールについて ④ノンハラール市場

ノンハラール商品の販売の様子



写真： Deans Fujiya



写真： 1004



写真： Spinneys

3. ハラールについて ④ノンハラール市場

UAEにおける酒類についてはライセンスによって以下のように取扱事業者が分かれている

ライセンスの種類	License A	License B	License C	License D
業務内容	輸入	BtoBの卸売	BtoCの小売、レストラン、バーでの提供	個人の購入
取得方法	通常のGeneral Trading License の取得後、専門の代行業者が取得	通常のGeneral Trading License の取得後、専門の代行業者が取得	各首長国ごとによるが、ドバイの場合はドバイ警察総本部 (DPGH)に申請	License DXBのアプリ上で容易に取得可能
備考	各首長国政府または王族と強いコネクションがないと取得はかなり困難	N/A	N/A	21歳以上の非ムスリムであれば問題なく取得可能

3. ハラールについて ④ノンハラール市場

UAEでLicense AおよびBを所有している主な事業者

- ドバイではMMIとAfrican Easternの2強であり、アブダビおよびシャルジヤでは現在ライセンスの発行は行っていない（※1 Truebellは例外、下記参照）。
- ただしアブダビではLicense Cの保有レストランやホテルは多く存在するが、シャルジヤはイスラームの文化が強く、BtoCでも酒類の提供は一切行っていない。

※メインランド（ML）、フリーゾーン（FZ）

首長国	ライセンス発行主体	License A	License B
ドバイ	(ML) DED (The Department of Economy & Tourism in Dubai) (FZ) Jebel Ali Free Zone Authority	MMI (ML) African Eastern (ML)	Sapphire Exim FZCO (FZ) Le Clos (under MMI group)
フジアイラ	(ML) Government of Fujairah (FZ) Fujairah Freezone Authority	Infinity Drinks FZC (FZ)	Infinity Drinks FZC (Under process)
アジュマーン	(ML) DED -AJMAN (The Department of Economic Development - Ajman) (FZ) Ajman Free Zone Authority (AFZA)	UNISAT (ML) Uniglobe Holding (Holiday Marine Services) (FZ)	N/A
ラスアルハイマ	N/A	N/A	Al Hamra Cellar (under MMI group)
その他	N/A	N/A	Truebell (シャルジヤ) (※2)

※1,2 Truebellについては、同社にヒアリングを行ったところ、30年以上前にまだシャルジヤが酒類について緩和的な措置を取っていた頃に同地でライセンスを取得しており、現在もそのライセンスを使用し続けているとのことである。ただしシャルジヤでは酒類展開は不可で、ドバイ・シャルジヤを除く各首長国に展開しているとのことである。

4. 輸入制度、規制の概要について

4. 輸入制度、規制の概要について

食品関連規制：食品添加物

UAEでは、食品添加物（香料と甘味料を含む）はポジティブリスト方式がとられており、使用可能なものは下記の法令から確認可能である。

UAE

- 食品への使用が許可される添加物（Additives Permitted for Use in Food Stuffs）
 - 法令番号：UAE.S 192:2019
 - 法令に定めのないものは、基本的にCODEX規格に準拠
- 食品への使用が許可される香料（Flavourings Permitted for Use in Foodstuffs）
 - 法令番号：UAE.S GSO 707:2023
 - 香料の種類ごとに用途に応じて最大許容限度が設定される。
例：クマリン（食品全般・飲料：2mg/kg、朝食シリアル：20mg/kg、高級焼き菓子：15mg/kg）
- 食品への使用が許可される甘味料（Sweeteners Permitted In Food）
 - 法令番号：UAE.S GSO 995:2021
 - アスパルテーム、アセスルファム、スクラロースなど一部の甘味料は一日あたりの許容摂取量が定められている。
例：アスパルテーム（40mg/kg）、アセスルファム（9mg/kg）、スクラロース（5mg/kg）

ドバイ

- 「GSFA Online Food Additive Index」および「European Commission Database」に掲載されていない食品添加物については使用禁止。使用が認められたものは、商品ラベルに認可物質名または国際番号とその機能の表記が必要。

※GCCは、GSO2500/2022で食品に使用が許可されている添加物の最大制限値や、食品添加物を使用する際の条件などを定めている。

4. 輸入制度、規制の概要について ①食品関連規制内「動植物検疫」

動植物検疫について

基本的な理解としては、農産物と畜産物で加工されていないものは輸出検疫証明が必要になる。

→コメは原則必要だが、炊飯済みのパックライスは加工食品という扱いになり、輸出検疫証明は不要である。

ただし、お茶のように都度、必要・不必要が分かれるものもあり、毎回用意しておく方が輸出入業務はスムーズである。

カテゴリ	動植物検疫証明
農産物 (コメ、野菜、果実等)	必要 (コメはパックライスのように加工してあるものは不要)
畜産物 (牛肉 (ハラール対応必要))	必要
水産物	不要
加工食品	不要

食品関連規制：ラベル表示

UAEでは表面ラベルは特に制約はないが、裏面ラベルは必ず英語とアラビア語の表示があることが義務付けられている。ラベルはパッケージに印刷されている必要はなく、ステッカーでも良いとされている。ラベル表示と栄養成分表記の法令は下記。

- 「UAE.S 9 : 2022包装食品のラベル表示（Labeling of prepackaged food stuffs）」
- 「UAE.S GSO 2233 : 2021 栄養成分ラベルの要件（Requirements of nutritional labeling）」

ラベルに記載しなければならない項目	ラベル例
<ol style="list-style-type: none"> 製品名（食品の名前をラベルの目立つ位置に表示） 原材料（比率の高い順に表示） 添加物（名称またはE-番号を添加物のグループとともに表示） 栄養成分 正味重量または容量 製造業者、生産者、卸業者、輸出業者または販売会社の名称と住所 原産国 賞味期限、特別な保管や準備の指示（法令による保存可能期間があるものについては商品と賞味期限を申告すること） 原材料のアレルギー情報 ロット番号 動物性油脂の出所（牛肉、水牛など） 過敏症を引き起こす可能性のある食材および原料 バーコード 放射線照射済み食品 	 <p>写真：クロスリーチ撮影</p>

輸入手続きについて

施設認定が必要な牛肉を除くとUAEの輸入規制は特段厳しいものではなく、輸入通関に必要な書類も一般的なものである。ただし、食品は事前に政府へ商品情報（基本仕様、裏面ラベル、商品写真等）の事前登録が必要な点は注意が必要である。

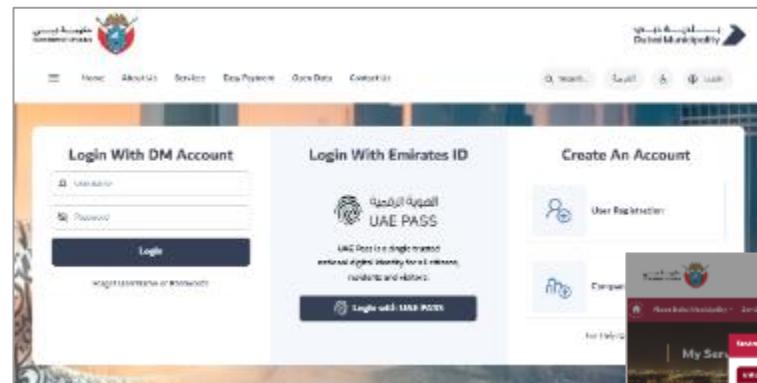
- 通関に必要な書類
 - A. 輸入申告書
 - B. 荷渡指図書（D/O）
 - C. 船荷証券（B/L）
 - D. インボイス（I/V）
 - E. パッキングリスト（P/L）
 - F. 原産地証明書（CoO）
 - G. 衛生証明書（HC）
 - H. ハラール証明書（畜肉および畜肉派生品が対象）
 - I. 放射性物質検査証明書（該当する場合）

※AとBは輸入者が用意する。

輸入手続き：政府のシステムへの事前登録

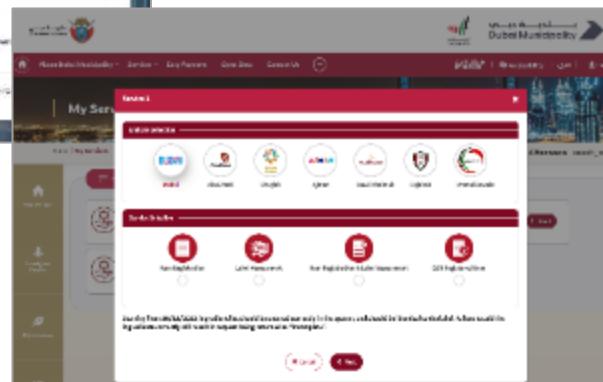
UAEに輸入される食品は事前に政府のシステムへの登録が義務付けられている。

輸入手手続きに必須となるドバイ政府のシステムを紹介する



←ログイン画面：UAEで法人登記されていることが必要

食品登録の入り口（首長国が選べる）→



食品の規格情報入力欄→

基本的には裏面ラベルに記載される事項が入力を求められる他、商品写真（前・上）、商品パッケージ印刷前データや裏面ラベルデータの提出が必要である。

通関時の検査リスク

- ・ ドバイ市政府によれば、製品ごとによって危険な成分が検出される可能性があるため、抜き打ち検査（全体の約10%）で詳細なラボテストが行われることがある。
- ・ 同庁担当者によれば、どのような成分が検査対象になるかなどのリストは非公開とのことであるが、基本的には国連食糧農業機関（FAO）などが発表している添加物のリスト（<https://www.fao.org/gsfaonline/additives/index.html>）を参考に決定しているとのことである。
- ・ また、自社製品の添加物が検査対象になり得るかなどは、ドバイ市政府のFRLA (Food Registration Label Assessment) で事前に確認が可能である。詳細は以下URLを参照のこと。
<https://www.dm.gov.ae/wp-content/uploads/2023/12/IRS-eng.pdf>
- ・ なお、同庁担当者によれば、日本からの商品は殆どの場合リスクが低いので心配はないとのことである。

4. 輸入制度、規制の概要について ③その他輸入関税等

輸入関税等

湾岸協力会議（GCC）統一関税法により、UAEに主な品目ごとの輸入関税は、0 %または5 %の対外共通税率が課税される。

また、製品の保存状態や用途（必需品か奢侈品か）などにより、関税の取扱いが異なる。

HS分類	0%	5%
第2類 (肉類)	牛肉（生鮮・冷蔵） : HS 0201	牛肉（冷凍） : HS 0202 *1
第3類 (魚類)	魚（生鮮・冷蔵） : HS 0302	魚（冷凍） : HS 0303 魚のフィレ（生鮮・冷蔵・冷凍） : HS 0304
第5類 (肉以外の畜産物)		乳製品 : HS 0401～0406 鶏卵 : HS 0407～0408
第7類 (野菜)	野菜（生鮮・冷蔵） : HS 0701～0709	野菜（冷凍） : HS 0710
第8類 (果実)	果実（生鮮・乾燥） : HS 0805～0810	果物（冷凍） : HS 0811
第9類 (コーヒー・茶・香辛料)	コーヒー : HS 0901 茶 : HS 0902	香辛料 : HS 0903～0910
第10類 (穀類)	精米、玄米（パックご飯を除く） : HS 1006	
第15類 (油脂類)		動物性・植物性を問わない : HS 1501～1517 *2
第16類～第22類 (加工食品)	砂糖 : HS 1701	肉魚加工品 : HS 1601～1605 砂糖菓子 : HS 1704 チョコレート類 : HS 1806 麵類 : HS 1902 パックご飯 : HS 1904 ソース類 : HS 2103 酢 : HS 2209 *3

*1：豚肉は特別な品目として関税率の設定なし

*2：豚脂は特別な品目として関税率の設定なし

*3：第22類のうちアルコール飲料およびたばこは特別な品目として、関税率とは別枠でアルコール飲料50%、たばこ100%が課税される。

【免責事項】

- ◆本資料は、日本からアラブ首長国連邦への食品輸出、販売等を行う実需者への情報提供として作成したものです。日本政府、アラブ首長国連邦政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本資料の内容と異なることもあります。
- ◆本資料の正確性の確認と採否はお客様の責任と判断で行ってください。ジェトロ・ドバイは、本資料に起因して発生した損害・不利益等について、一切責任を負いません。
- ◆実際の輸出・販売を行う際においては、関係機関および各専門家に照会される等、最新情報の確認をお勧めします。
- ◆本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

本資料に関する問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所

TEL： + 971-4-564-5878

E-mail : info_dubai@jetro.go.jp